

○松本妙子委員長

前回に引き続き、委員会を開会します。

土地取得事業特別会計の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

決算書の40ページ、41ページをお願いいたします。歳入でございますが、収入済額は4億2988万3031円でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。歳出でございますが、支出済額は4億2988万3031円で、歳入歳出同額の決算となっております。

内容について御説明申し上げます。534ページ、535ページをお願いいたします。

まず歳出でございますが、1款1項公債費は、予算現額4億2988万4000円に對しまして、支出済額は4億2988万3031円で、969円の不用額でございます。主なものといたしましては、元金償還事業で4億928万円の支出でございます。

532ページ、533ページにお戻り願います。歳入でございますが、1款1項繰入金1目一般会計繰入金は、予算現額4億2988万4000円に對し、収入済額は4億2988万3031円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、土地取得事業特別会計の質疑を終結します。

次に、後期高齢者医療特別会計の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

令和6年度岸和田市後期高齢者医療特別会計につきまして御説明申し上げます。決算書の45ページから49ページまでが後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございますが、まずは収支の概要を実質収支に関する調書から御説明申し上げます。

決算書66ページ、67ページをお願いいたします。67ページ、左から2列目、後期高齢者医療特別会計の欄をお願いいたします。歳入総額34億2834万8526円に對しまして、その1つ下、歳出総額は33億8110万1942円で、その1つ下、歳入歳出差引額は4724万6584円の歳入超過でございます。繰越しはございませんので、実質収支も同額でございます。

それぞれの詳細につきまして御説明申し上げます。

まず歳出でございますが、542ページ、543ページをお願いいたします。

1款総務費は、予算現額4575万7000円に對しまして、支出済額は3886万7317円で、688万9683円の不用額でございます。

1項総務管理費は、予算現額1500万7000円に對しまして、支出済額は1345万1131円で、155万5869円の不用額でございます。これは、後期高齢者医療管理事業として、主に通信運搬費や消耗品費など経常的な経費として執行したものでございます。

中ほど、2項徴収費は、予算現額3075万円に對しまして、支出済額は2541万6186円で、533万3814円の不用額でございます。これは主に保険料の徴収に要した事務諸経費などでございます。

下段、2款納付金は、予算現額35億7110万2000円に對しまして、支出済額は33億4012万3762円で、2億3097万8238円の不用額でございます。これは、本市が徴収いたしました保険料相当額等を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

544ページ、545ページをお願いいたします。上段、3款保健事業費は、予算現額48

万1000円に対しまして、支出済額は10万5844円で、37万5156円の不用額でございます。これは、大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託事業となります75歳以上の高齢者を対象とした保健事業に要した費用でございます。

中ほど、4款諸支出金は、予算現額394万8000円に対しまして、支出済額は200万5019円で、194万2981円の不用額でございます。これは過年度の保険料過払い分に対する還付金でございます。

最下段、5款予備費の充用はございません。

546ページ、547ページをお願いいたします。以上により、歳出合計につきましては、末尾合計欄記載のとおり、予算現額36億2228万8000円に対しまして、支出済額は33億8110万1942円でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。538ページ、539ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、予算現額28億2717万2000円に対しまして、収入済額は26億6305万8508円でございます。これは後期高齢者医療の保険料で、令和6年度の収納率は現年度分が99.79%、滞納分が40.01%でございました。

中ほど、2款使用料及び手数料の該当収入はございません。

その下、3款1項繰入金は、予算現額7億9466万3000円に対しまして、収入済額は7億2367万1221円でございます。これは保険基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金でございます。

その下、4款1項繰越金は、予算現額1000円に対しまして、収入済額は4122万4647円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

下段、5款諸収入は、予算現額45万1000円に対しまして、収入済額は39万4150円で

ございます。これは保険料の滞納に係る延滞金等でございます。

540ページ、541ページをお願いいたします。以上により、歳入合計につきましては、末尾歳入合計欄記載のとおり、予算現額36億2228万8000円に対しまして、収入済額は34億2834万8526円でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、後期高齢者医療特別会計の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、介護保険事業特別会計の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○山本隆彦福祉部長

令和6年度岸和田市介護保険事業特別会計につきまして御説明申し上げます。決算書の51ページから57ページまでが介護保険事業特別会計歳入歳出決算書でございますが、まずは収支の概要を実質収支に関する調書から御説明申し上げます。

決算書の66ページ、67ページをお願いいたします。右ページ中ほど、介護保険事業特別会計の欄をお願いいたします。上から2つ目、歳入総額191億7859万7221円に対しまして、その1つ下、歳出総額は190億7497万4391円で、歳入歳出差引額は、さらにその1つ下、1億362万2830円の歳入超過でございます。繰越しはございませんので、実質収支も同額でございます。

引き続き、それぞれの詳細につきまして御説明申し上げます。

まず歳出でございますが、558ページ、559ページをお願いいたします。

1款総務費は、予算現額4億6051万7000

円に対しまして、支出済額は 3 億 7288 万 1764 円で、8763 万 5236 円の不用額でございます。

1 項総務管理費は、予算現額 1 億 6908 万 4000 円に対しまして、支出済額は 1 億 2689 万 5637 円で、4218 万 8363 円の不用額でございます。これは、介護保険事業に係る職員給与費、介護保険システムの管理・開発委託料、大阪府国民健康保険団体連合会への負担金などでございます。

560 ページ、561 ページをお願いいたします。左ページ中ほどやや下、2 項徴収費は、予算現額 4698 万 8000 円に対しまして、支出済額は 4235 万 9437 円で、462 万 8563 円の不用額でございます。これは、保険料徴収に要した職員給与費、事務諸経費でございます。

562 ページ、563 ページをお願いいたします。3 項介護認定審査費は、予算現額 2 億 4444 万 5000 円に対しまして、支出済額が 2 億 362 万 6690 円で、4081 万 8310 円の不用額でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬、介護認定の申請者に対する認定調査、主治医意見書取得などに要した諸経費でございます。

564 ページ、565 ページをお願いいたします。左ページ中ほどやや下、2 款保険給付費は、予算現額が 183 億 2160 万 4000 円に対しまして、支出済額は 179 億 1358 万 201 円で、4 億 802 万 3799 円の不用額でございます。

1 項介護サービス費は、予算現額 169 億 4936 万 4000 円に対しまして、支出済額が 165 億 9199 万 5544 円で、3 億 5736 万 8456 円の不用額でございます。これは要介護度 1 から 5 までの介護認定者への給付費でございます。

566 ページ、567 ページをお願いいたします。左ページ下、2 項介護予防サービス費は、予算現額 5 億 1629 万 1838 円に対しまして、支出済額は 5 億 979 万 9226 円で、649 万

2612 円の不用額でございます。これは要支援 1 と要支援 2 の認定者への給付費でございます。

568 ページ、569 ページをお願いいたします。左ページ中ほど、3 項審査支払手数料は、予算現額 1808 万 9000 円に対しまして、支出済額は 1776 万 1989 円で、32 万 7011 円の不用額でございます。これは、国保連合会が行う介護報酬の審査支払いに係る手数料でございます。

その下、4 項高額介護サービス等費は、予算現額 4 億 9041 万 2000 円に対しまして、支出済額は 4 億 8653 万 8713 円で、387 万 3287 円の不用額でございます。これは、利用者負担が高額となった場合に、一定額を上回った分を給付し、負担の軽減を図る事業に要した経費でございます。

その下、5 項高額医療合算介護サービス等費は、予算現額 6849 万 8224 円に対しまして、支出済額は 6801 万 7937 円で、48 万 287 円の不用額でございます。これは、同じ世帯で医療費と介護サービス費を合算した自己負担額が高額となった場合に、一定額を上回った分を給付し、負担の軽減を図る事業に要した経費でございます。

570 ページ、571 ページをお願いいたします。左ページ中ほどやや上、6 項特定入所者介護サービス等費は、予算現額 2 億 7894 万 8938 円に対しまして、支出済額が 2 億 3946 万 6792 円で、3948 万 2146 円の不用額でございます。これは、施設入所に係る居住費、食費の自己負担分につきまして、低所得の方の施設利用が困難にならないよう、その負担額を助成するものでございます。

その下、3 款地域支援事業費は、予算現額 7 億 5618 万 5000 円に対しまして、支出済額が 6 億 9196 万 8823 円で、6421 万 6177 円の不用額でございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費

は、予算現額 5 億310万8000円に対しまして、支出済額が 4 億5437万7903円で、4873万97円の不用額でございます。これは、総合事業の生活支援サービス事業費と、572ページ、573ページ、事業別区分欄記載の介護予防事業の実施に係る委託料でございます。

ページ下、2 項包括的支援等事業費は、予算現額 2 億5113万3000円に対しまして、支出済額が 2 億3574万3945円で、1538万9055円の不用額でございます。これは、事業別区分欄記載の地域包括支援センター事業や家族介護支援事業に要する費用などでございます。

578ページ、579ページをお願いいたします。左ページ上、4 款保健福祉事業費は、予算現額52万円に対しまして、支出済額は 40万3140円で、11万6860円の不用額でございます。これは、高齢者紙おむつ給付事業において、助成に要する費用でございます。

その下、5 款積立金は、予算現額3059万4000円に対しまして、支出済額は3054万7263円で、4 万6737円の不用額でございます。これは、令和 5 年度の繰越金の一部を将来の給付に資するために、介護保険給付準備基金に積み立てたものでございます。

その下、6 款公債費は執行がございません。

その下、7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額6666万8000円に対しまして、支出済額が6559万3200円で、107万4800円の不用額でございます。これは、過年度の保険料過払いに対する還付金及び令和 5 年度分の介護給付費に対する国・府及び支払基金負担金の超過交付分の償還金でございます。

580ページ、581ページをお願いいたします。8 款予備費につきましては、執行はございません。

以上によりまして、歳出合計につきまし

ては、末尾歳出合計欄に記載のとおり、予算現額196億3773万5000円に対しまして、支出済額が190億7497万4391円でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。550ページ、551ページをお願いいたします。

1 款 1 項介護保険料は、予算現額37億4884万9000円に対しまして、収入済額が38億5282万3200円でございます。これは介護保険の第 1 号被保険者の保険料収入でございます。

なお、令和 6 年度の保険料収納率につきましては、現年度分が99.5%、滞納分は17.0%、合計98.2%でございました。

その下、2 款使用料及び手数料に該当収入はございません。

さらにその下、3 款国庫支出金は、予算現額47億5503万7000円に対しまして、収入済額は47億1507万1004円でございます。

1 項国庫負担金は、予算現額34億7414万3000円に対しまして、収入済額は34億1294万9634円でございます。これは、右端備考欄に記載のとおり、現年度分の介護給付費に対する国庫負担分でございます。

次の 2 項国庫補助金は、予算現額12億8089万4000円に対しまして、収入済額は13億212万1370円でございます。これは、現年度の介護給付費に対する調整交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に対する事業費交付金、包括的支援等事業費交付金及び保険者機能強化推進交付金などがございます。

552ページ、553ページをお願いいたします。4 款 1 項支払基金交付金は、予算現額50億8237万3000円に対しまして、収入済額が50億647万707円でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されます第 2 号被保険者の保険料を原資とする交付金でございます。

その下、5 款府支出金は、予算現額25億9064万7000円に對しまして、収入済額25億4042万4448円でございます。

1 項府負担金は、予算現額24億7910万8000円に對しまして、収入済額は24億3386万2614円でございます。これは介護給付費に対する大阪府の負担金でございます。

2 項府補助金は、予算現額 1 億1153万9000円に對しまして、収入済額は 1 億656万1834円でございます。これは、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援等事業費に対する大阪府の交付金でございます。

その下、6 款財産収入は、予算現額86万4000円に對しまして、収入済額が81万7230円でございます。これは介護保険給付準備基金の利子でございます。

その下、7 款繰入金は、予算現額33億6381万7000円に對しまして、収入済額は29億6951万3316円でございます。

1 項一般会計繰入金は、予算現額31億1008万9000円に對しまして、収入済額は29億6951万3316円でございます。これは、介護給付費に対する市の一般会計負担分である介護給付費繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業に係る経費の市負担分である地域支援事業費繰入金、及び、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料について負担を軽減する繰入金である、低所得者介護保険料軽減負担金繰入金及び職員給与費、事務費などに対するその他一般会計繰入金でございます。

554ページ、555ページをお願いいたします。左ページ中ほどやや下、8 款 1 項繰越金は前年度の繰越金で、予算現額9239万7000円に對しまして、収入済額が9239万6333円でございます。

その下、9 款諸収入は、予算現額375万円に對しまして、収入済額が108万983円でご

ざいます。これは、介護保険料の延滞金、その他雑収入でございます。

556ページ、557ページをお願いいたします。以上によりまして、歳入合計につきましては、末尾歳入合計欄に記載のとおり、予算現額196億3773万5000円に對しまして、収入済額が191億7859万7221円でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○岸田厚委員

私から決算書の554ページ、555ページの介護給付準備基金繰入金についてお尋ねいたします。

第9期介護保険事業計画では、この基金から13億円を取り崩して、介護保険料の金額を年額8万800円、月額約6733円という設定で第9期計画がスタートしています。しかし、今回、この決算では、この基金を取り崩していないという結果になっていますけれども、これによって直近の基金の残高はどれぐらいになったのかお示してください。

○蓮井睦美介護保険課長

令和7年8月末日時点で、基金残高は24億9886万8773円となります。

○岸田厚委員

今回、取崩ししなくても保険料には影響がなかったということで取崩しはしてないというふうに思うんですけど、第9期計画の期間中に給付費が伸びて、この基金を取り崩さなければならないとなったときに、当初の計画の13億円以上に取り崩して保険料に充てるということはできるのでしょうか。

○蓮井睦美介護保険課長

13億円を超えた場合でも取崩しは可能です。計画策定時に3か年で必要となる給付額を見込んだ上で保険料を設定しています。

その中で、保険料の抑制を図るため、基金の取崩し額も併せて設定しています。しかしながら、給付費が想定以上に伸びた場合は、第1号被保険者の皆様に負担していただく保険料の不足分につきましては、補正予算を計上した上で、保険料の代わりに基金を取り崩して対応することとなります。

○岸田厚委員

今の状況を見ると、今回も基金を取り崩していない、来年度もどんなふうになるのか分からないんですけれども、もともと基金の原資は保険料ということで、やはり基金を全額取り崩して、将来のためではなく、保険料を支払っている今の方々に基金を活用して返すべきだというふうに考えています。

例えば、基金を全額取り崩した場合の第9期の保険料と、令和9年度から始まる第10期の保険料の見込みについて、併せてお示しください。

○蓮井睦美介護保険課長

第8期計画期間末の介護給付費準備基金24億6000万円を全額取り崩して活用すると、第9期の介護保険料は月額6074円となり、保険料1389円が抑制されることとなります。第10期の保険料につきましては、第9期が1年しか経過しておらず、第10期計画策定に必要な事業量の見込みが出せないことや、国から介護報酬改定等について示されていないことから、具体的にお示しすることはできません。

しかしながら、75歳以上の高齢者の増加に伴い、給付額は増額が見込まれており、令和7年度、令和8年度の取崩しで活用できる基金も減ることから、第10期計画策定時における基金全額を取り崩したとしても、基金取崩しによる抑制額は、先ほどお示しました月額1389円を下回ることが予想されてございます。

○岸田厚委員

今お示しがありましたけども、保険料を全額取り崩すことで考えられる影響についてお示しください。

○蓮井睦美介護保険課長

保険料の抑制ができなくなることに加えて、基金を全額取り崩した場合、急な給付費の伸びに対応することもできなくなり、財政安定化基金からの交付、貸付けを受けることになり、将来に負担を強いることとなります。したがって、介護給付準備基金につきましては、中長期的な視点を持ちながら保険料抑制に活用することが必要と考えてございます。

○岸田厚委員

今お示しがありましたように、第10期目の保険料がどんなふうな伸びになるか分からないということで、今、全て基金を取り崩すことにはちょっと不安があるということで、今回も基金のうちの半額、13億円を取り崩すという計画になっているということですけれども、基本的に第9期目で集めた保険料は第9期目の方に返すというのがやはり介護保険の趣旨だというふうに考えます。

まだ1年目ということで、あと2年間で介護給付費がどんだけ伸びるか分からないんですけれども、やはり今、物価高騰で高齢者の生活も大変です。特にこの保険料というのは、介護保険料も市民生活に圧迫を加えているということで、できればこの基金を活用し、負担軽減に向けて努力していただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、介護保険事業特別会計の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、財産区特別会計の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

財産区特別会計の決算状況につきまして御説明申し上げます。決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。歳入でございますが、右ページ、収入済額は、最下段記載のとおり12億3540万4978円でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。歳出でございますが、右ページ、支出済額は、最下段記載のとおり2億9163万4766円で、以上により、歳入歳出差引額は、左ページ欄外記載のとおり9億4377万212円でございます。

引き続き、それぞれの詳細につきまして御説明申し上げます。決算書の586ページ、587ページをお願いいたします。

まず歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費は、予算現額3億251万1000円に対しまして、支出済額は2億962万1434円で、9288万9566円の不用額でございます。支出の内容は、三田財産区協議会ほか6つの財産区協議会に対する地元公共施設整備補助事業等でございます。

588ページ、589ページをお願いいたします。2款1項繰出金は、予算現額9億4945万5000円に対しまして、支出済額は8201万3332円で、8億6744万1668円の不用額でございます。支出の内容は、三田財産区のほか9つの財産区の一般会計繰出事業でございます。

584ページ、585ページにお戻り願います。歳入でございますが、1款財産収入1項財産運用収入は、予算現額3504万8000円に対しまして、収入済額は3504万6904円でございます。内容は、三田財産区、土生滝財産

区及び真上財産区の土地貸付収入でございます。

2項財産売払収入は、予算現額2億3188万2000円に対しまして、収入済額は2億1532万4862円でございます。内容は、三田財産区、積川財産区及び下松・八阪・上松財産区の土地売払収入でございます。

2款1項繰越金は、予算現額9億8503万6000円に対しまして、収入済額は9億8503万3212円でございます。収入の内容は、田治米財産区ほか5つの財産区における前年度からの繰越金でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、財産区特別会計の質疑を終結します。

以上で、認定第1号令和6年度岸和田市決算認定を求めるについての質疑を終了します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、認定第2号令和6年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについての審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○越智正則下水道河川部長

認定第2号令和6年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについて、その概要を御説明申し上げます。企業会計決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

決算書作成におきましては、10ページから13ページまでの決算報告書は消費税及び地方消費税を含んだ数値で表し、15ページの損益計算書以降は税抜き数値で表しております。

それでは、10ページ、11ページの収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いた

します。

第1款事業収益は、11ページ、決算額欄でございますが、45億4264万583円で、前年度に比べ約5億8900万円の増加でございます。

第1項営業収益は38億5118万5184円で、前年度に比べ約5億2800万円の増加でございます。これは主に、令和5年度に実施した物価高騰対策に係る料金の減免が令和6年度はなくなったこと、及び令和6年度に料金改定を実施したことにより給水収益が増加したことによるものでございます。

第2項営業外収益は6億9135万3033円で、前年度に比べ約6400万円の増加でございます。これは主に、受託工事収益の増加によるものでございます。

第3項特別利益は10万2366円で、前年度に比べ約300万円の減少でございます。これは主に、過年度分の調定更正の減少によるものでございます。

次に、支出でございます。第1款事業費用は40億3737万423円で、前年度に比べ約2億4300万円の増加でございます。

第1項営業費用は37億9257万9781円で、前年度に比べ約1億7200万円の増加でございます。これは主に、退職給付費が減少したものの、委託料、修繕費が増加したことによるものでございます。

第2項営業外費用は2億4290万1630円で、前年度に比べ約7000万円の増加でございます。これは主に、受託事業に伴う工事請負費の増加によるものでございます。

第3項特別損失は188万9012円で、前年度に比べ約100万円の増加でございます。これは主に、過年度分の調定更正の増加によるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。資本金的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款資本金的収入は12億1466万1080円で、前年度に比べ約10億7800万円の減少でございます。

第1項企業債は10億4000万円で、前年度に比べ約2300万円の増加でございます。これは、建設改良事業に伴う新規借入れの増加によるものでございます。

第2項固定資産売却代金は10万8080円で、前年度から皆増でございます。これは公用車等の売却代金でございます。

第3項他会計負担金は916万800円で、前年度に比べ約200万円の減少でございます。これは、消火栓設置に伴う一般会計負担金の減少によるものでございます。

第4項他会計繰入金は2970万円で、前年度に比べ約9600万円の減少でございます。これは主に、管路耐震化事業に係る一般会計出資金の減少によるものでございます。

第5項工事負担金は134万4200円で、前年度に比べ約2600万円の減少でございます。これは受託事業に伴う工事負担金の減少によるものでございます。

第6項補助金は1億1434万8000円で、前年度に比べ約300万円の増加でございます。これは生活基盤施設耐震化等補助金の増加によるものでございます。

第7項他会計貸付金返還金は2000万円で、前年度に比べ9億8000万円の減少でございます。これは、下水道事業会計へ貸し付けた長期貸付金に係る返還金の減少によるものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本金的支出は23億1722万4222円で、前年度に比べ約1億4000万円の増加でございます。

第1項建設改良費は15億2285万6298円で、前年度に比べ約1億1400万円の増加でございます。これは主に、第3次施設更新事業費、今木赤山統合整備事業費の増加によるものでございます。

第2項企業債返還金は7億9436万7924円で、前年度に比べ約2600万円の増加でございます。これは企業債残高の増加によるものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。損益計算書についての御説明をいたします。

1の営業収益は35億317万3260円でございます。2の営業費用は35億6673万4989円でございますので、営業損失は6356万1729円でございます。

3の営業外収益は6億7676万6381円でございます。4の営業外費用は2億2630万4068円でございますので、先ほどの営業損失と差引きいたしました経常利益は3億8690万584円でございます。

5の特別利益は9万3060円、6の特別損失は175万2173円でございますので、差引き当年度純利益は3億8524万1471円でございます。

前年度繰越利益剰余金は3億990万4059円ございましたので、当年度純利益を加えました6億9514万5530円が当年度末処分利益剰余金となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。貸借対照表について御説明いたします。

まず、18ページ、資産の部でございますが、1の固定資産は243億9954万4321円でございます。2の流動資産は39億9647万7652円でございますので、固定資産、流動資産を合わせた資産合計は283億9602万1973円となっております。

次に、19ページ、負債の部でございますが、3の固定負債は142億9197万2397円でございます。4の流動負債は20億5601万8888円でございます。5の繰延収益は37億7792万9042円でございますので、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は201億2592万327円となっております。

次に資本の部でございますが、6の資本金は69億9961万2985円でございます。7の剰余金は12億7048万8661円でございますので、資本金、剰余金を合わせた資本合計は82億7010万1646円となっております。

以上の結果、負債資本合計は283億9602万1973円となっております。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○高比良正明委員

企業会計決算書20ページの上水道事業から質問します。総配水量における水源の内訳について質問します。

2024年度企業団水は前年度と比べて0.3%減少しておりますが、自己水については前年度から0.7%減少しています。これまでも度々質問してきたように、私は自己水源をできるだけ活用すべきと考えておりますが、自己水が減少した理由をお知らせください。

○上地克行下水道河川総務課長

流木浄水場につきましては、耐震化が完了しており、今後も施設を適正に運用し、自己水源を最大限に活用していく方針に変わりはありません。ただし、施設の工事や維持補修等の影響から、浄水場で作られる自己水の量は年度によって増減があります。

流木町浄水場では、4つある深井戸から水をくみ上げて浄水処理を行っていますが、令和6年度については、このうち最も水量が多い深井戸で配水管及び仕切り弁を修理するため、約3週間、水のくみ上げを停止したため、自己水が減少したものです。

○高比良正明委員

2024年度の自己水の減少は、浄水機能を抑えたというのではなく、配水管の修理が原因ということであり、現在の浄水場も最大限活用していく方針も確認しました。

2024年2月27日の事業常任委員会において私は、本市の自己水源をもっと増やすことができないかという質問をしました。そのときの答弁では、流木浄水場については、機能を十分活用していること、また新たな浄水場の建設となると、新たな水源を見つけることが困難であり、建設費も膨大になるため難しいとのことでした。牛滝川上流の水を流木浄水場に運ぶことも現実的ではないし、そこまでの水量も見込めないことから、自己水源を増やすことは難しいというのは理解しますので、大阪広域水道企業団へ水道事業が移管された後も、浄水場を活用し、最大限自己水を確保していただくことを要望して、私の質問を終わります。

○岸田厚委員

私から、企業会計決算書57ページ、58ページ、決算に関する説明書に係る注記のうち、その他の注記、岸和田市の上水道事業と大阪広域水道企業団との統合についてお伺いします。

本市の上水道事業を企業団と統合することにより、今回、岸和田市として最後の決算報告になります。今回の決算認定に伴い、企業団と市との間で繰入れ、繰り出しのやり取り等、精算が発生するのをお示ください。

○上地克行下水道河川総務課長

市から企業団へ身分移管する職員に係る退職金の精算など、必要な精算につきましては、令和7年3月31日までに全て完了し、その上で、令和7年4月1日付で企業団へ引継ぎを行っております。そのため、今回の決算認定に伴って新たに精算が必要となるものはございません。

○岸田厚委員

それでは、市の上水道事業が所有していた資産については、全て企業団へ引き継がれたのでしょうか。市に残る資産はあるの

でしょうか。

○上地克行下水道河川総務課長

市の上水道事業が所有していました資産は、上水道事業を運営するため必要となるものですので、全て企業団へ引き継がれております。

なお、資産だけではなく、その財源として借り入れた企業債などの負債についても企業団へ引き継がれております。ただし、資産のうち、別館庁舎につきましては、上水道事業と下水道事業が7対3の持分割合で所有していましたので、上水道事業の7割は企業団へ引き継がれましたが、残る3割につきましては、引き続き市の下水道事業が所有しております。

○岸田厚委員

今お話があったように、資産だけでなく、財源として借り入れた負債も全て企業団へ引き継がれると。別館の庁舎については、7対3の割合で水道企業団と下水道事業がそのまま所有しているということで理解しました。

全て資産は企業団へ引き継がれるということですが、やはり上水道事業というのは、今後、水資源、市民の暮らしを守る大切なものであります。管路の更新計画などで市が策定していた計画についても企業団へ引き継がれるのをお示ください。

○上地克行下水道河川総務課長

岸和田市水道事業ビジョンをはじめ、管路の更新計画など、市の計画は企業団へ引き継がれます。企業団へ移管された後も市で立てた目標が達成できるよう、引き続き取組を進めることとなっております。

○岸田厚委員

今そういうお話があったんですけれども、今までは岸和田市で予算、決算をつくっていて、こういった形で議会で議論ができたわけですが、今後、今言われたよう

に、岸和田水道センターという形で企業団へは引き継がれたわけですが、この岸和田水道センター独自の予算、決算というのは企業団でつくられるのかお示ください。

○上地克行下水道河川総務課長

今後の予算、決算につきましては、企業団に引き継がれたそれぞれのセンターごとに企業団議会に諮られるという形になりまして、企業団議会におきましては、市町村域水道事業の中で岸和田水道事業としてそれぞれ報告されて、議会の会議にかけられるという形になります。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、企業団議会ということですが、やはりその企業団議会というのは大きな議会で、岸和田市だけじゃなくて一定の市町村が入っている企業団ということで、それほど細かく岸和田市の水道事業について議論がなされるというふうにはあまり考えられないのではないかなというふうに思います。

先ほどお話がありましたように、水道事業ビジョンもどのような形で引き継がれて具体化されるのか、また、予算、決算について、また、黒字の場合は市民に対する料金を幾らにするのかとかというのは、本来ならば岸和田市議会の中で議論できたのが、企業団議会ではそれが議論できなくなるというふうなことで、大変不安な部分があります。

私たちは企業団への統合には反対してまいりました。上水道事業が企業団に移管された後も、災害など様々な面で市と連携する必要があるというふうにも考えます。市民が安心して水道が利用できるよう、今後も企業団の予算、決算についても、私たちの議会にどんな形で示していただけるのか分からないですが、できれば、市長

として企業団に申入れしていただいて、ぜひ岸和田市議会で、今、企業団での岸和田水道センターの予算・決算状況について示してもらえそうな場をつくっていただけるように要望していただきますようお願いして、私の質問は終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、認定第2号の質疑を終結します。

次に、認定第3号令和6年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについての審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○越智正則下水道河川部長

認定第3号令和6年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについて、その概要を御説明申し上げます。企業会計決算書の66ページ、67ページをお願いいたします。

決算書作成におきましては、66ページから69ページまでの決算報告書は、消費税及び地方消費税を含んだ数値で表し、71ページの損益計算書以降は税抜き数値で表しております。

それでは、66ページ、67ページの収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款事業収益は、67ページ、決算額欄でございますが、74億6244万2805円で、前年度に比べ約1億800万円の増加でございます。

第1項営業収益は48億7847万1610円で、前年度に比べ約3400万円の増加でございます。これは主に、下水道使用料、他会計負担金の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は24億6842万2983円で、前年度に比べ約200万円の増加でございます。これは主に他会計補助金の増加によるもの

でございます。

第3項特別利益は1億1554万8212円で、前年度に比べ約7200万円の増加でございます。これは主に、過年度分の流域下水道維持管理負担金に係る返還金の増加によるものでございます。

次に、支出でございます。第1款事業費用は63億9670万2105円で、前年度に比べ約6200万円の増加でございます。

第1項営業費用は57億8754万6355円で、前年度に比べ約1億400万円の増加でございます。これは主に、流域下水道管理費が減少したものの、修繕費、委託料が増加したことによるものでございます。

第2項営業外費用は6億799万7219円で、前年度に比べ約3900万円の減少でございます。これは主に支払利息の減少によるものでございます。

第3項特別損失は115万8531円で、前年度に比べ約300万円の減少でございます。これは主に、過年度分の調定更正額の減少によるものでございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款資本的収入は24億1678万2139円で、前年度に比べ約14億8700万円の減少でございます。これは主に、他会計繰入金が大幅に減少するとともに、昨年度ありました一般会計からの長期借入金が皆減したことによるものでございます。

第1項企業債は21億5340万円で、前年度に比べ約3億9200万円の減少でございます。これは主に、資本費平準化債に係る新規借入れの減少によるものでございます。

第3項分担金及び負担金は1607万3959円で、前年度に比べ約1400万円の増加でございます。これは主に受託工事に伴う負担金の増加によるものでございます。

第4項補助金は2億1063万7000円で、前年度に比べ約2200万円の減少でございます。これは補助対象事業の減少によるものでございます。

第5項他会計繰入金は3667万1180円で、前年度に比べ約4億3700万円の減少でございます。これは主に、阪南2区整備事業に係る一般会計出資金の減少によるものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は60億3064万5687円で、前年度に比べ約14億3900万円の減少でございます。

第1項建設改良費は6億105万175円で、前年度に比べ約3億3300万円の減少でございます。これは主に、管渠整備費、ポンプ場及び処理場整備費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は53億5959万5512円で、前年度に比べ約1億7500万円の減少でございます。これは主に、建設改良事業債に係る償還金の減少によるものでございます。

第3項他会計借入金返還金は7000万円で、前年度に比べ9億3000万円の減少でございます。これは、上水道事業会計から借り入れた長期借入金に係る返還金の減少によるものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益は45億3454万4969円でございます。2の営業費用は56億3020万6271円でございますので、営業損失は10億9566万1302円でございます。

3の営業外収益は24億6834万8442円でございます。4の営業外費用は4億4638万8766円でございますので、先ほどの営業損失と差引きいたしました経常利益は9億2629万8374円でございます。

5の特別利益は1億504万3894円、6の特

別損失は105万3210円でございますので、差引き当年度純利益は10億3028万9058円でございます。

前年度繰越利益剰余金はゼロ円でございますので、当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額 9 億9966万61円を加えました20億2994万9119円が当年度未処分利益剰余金となるものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。下段の表、剰余金処分計算書について御説明いたします。

本年度決算に伴い、減債積立金に10億3028万9058円、資本金への組入れに 9 億9966万61円、それぞれ処分を予定してございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。貸借対照表について御説明いたします。

まず74ページ、資産の部でございますが、1の固定資産は915億919万9598円でございます。2の流動資産は15億1774万4813円でございますので、固定資産、流動資産を合わせた資産合計は930億2694万4411円となっております。

次に、75ページ、負債の部でございますが、3の固定負債は315億7892万6138円でございます。4の流動負債は72億7230万1141円でございます。この繰延収益は349億3776万6620円でございますので、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は737億8899万3899円となっております。

次に資本の部でございますが、6の資本金は103億2970万16円でございます。7の剰余金は89億825万496円でございますので、資本金、剰余金を合わせた資本合計は192億3795万512円となっております。

以上の結果、負債資本合計は930億2694万4411円となっております。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○宇野真悟委員

企業会計決算書99ページ、事業費用から質問いたします。

下水道事業においては、污水管、雨水管の整備、維持管理を行っておりますが、本市の污水管の整備率は96%以上となっておりますので、一部未整備の区域を除けば、市内の道路の至るところにたくさんのマンホールが設置されている状態です。

それでは、市内にあるマンホールの設置箇所数と耐用年数についてどれぐらいになっているのかお答えください。

○井出和敏下水道河川整備課長

下水道管路には、維持管理に必要なマンホールを設置しまして、道路上には直径約60センチメートルの鉄蓋を取り付けております。現在、市が管理するマンホールの設置数は約4万4300か所ありまして、耐用年数につきましては、車道部でおよそ15年、歩道部などではおよそ30年とされております。

○宇野真悟委員

車道で15年、歩道で30年の耐用年数ということです。通行車両や歩行者の安全を守るために定期的な点検、交換などを行っていただいていると思いますが、それでは、年間どれくらいのマンホールを交換しているのでしょうか。

○井出和敏下水道河川整備課長

まず点検につきましては、経年劣化を考慮いたしまして、南海本線から海側の地域を対象に、マンホールの内部、管口、鉄蓋を点検しております。昨年度、令和6年度の実績は1479か所でございます。

次に、交換につきましては、点検の結果や市民の方々からの通報などで、不具合を

確認した場合に、必要に応じまして即時交換を行います。

さらに、大阪府や市の道路工事のほか、ガス工事、下水道工事で行われる舗装工事と連携いたしまして、計画的に、そして効率的な取替え工事を実施するなど、予防、保全に努めております。昨年度、令和6年度の実績は572か所でございます。

○宇野真悟委員

1479か所の点検、572か所の交換ということで、各所において定期的に交換工事を行っていることを確認いたしました。

最後に、マンホール蓋のデザインについてお伺いいたします。本市は令和4年に市制施行100周年を迎え、新たにちきりくんデザインのマンホールを作成しております。これは市制施行100周年を記念したもので、限定的に使うものと考えておりますが、どのような取扱いになっているのかお答えください。

○井出和敏下水道河川整備課長

市制施行100周年を迎えるに当たりまして、従来のマンホール蓋のデザインを一新いたしました。さらに、そのPRの一環として、色鮮やかなカラーマンホール蓋を製作いたしまして、中央公園をはじめ、市内の8か所に設置しております。

この記念のデザインは一時的なものではなく、市制施行100周年を節目といたしまして、本市の新しいデザインマンホール蓋として採用しておりますので、次の100年に向けて、今後も継続して使用する方針としております。

○宇野真悟委員

ちきりくんデザインのマンホール蓋もよいと思うのですが、個人的には、以前からのお城とバラの書かれたデザインも気に入っておいりましたので、今後30年ほどで消滅すると思うと少し残念です。

今後、順次新しいちきりくんデザインに切り替えていくということですが、今後も市制施行110年であるとか150年、どのようなペースになるか分かりませんが、お祝いのタイミングが来るわけで、今後もマンホールのデザインについてはいろいろ御検討いただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○高比良正明委員

決算書89ページ、受益者負担金より質問します。

下水道事業における受益者負担金の徴収状況について教えてください。

○上地克行下水道河川総務課長

下水道事業の受益者負担金は、新たに下水道が整備された区域の土地所有者等の受益者に、整備に要した費用の一部について御負担いただく形で、供用開始後、3年間で分割してお支払いいただいております。

受益者負担金の徴収状況ですが、回収不能となり、不納欠損処理を行った金額の実績は、令和4年度は21万1030円、令和5年度は22万2450円、令和6年度は19万7610円でありました。欠損の理由としましては、全ての案件について、継続的に納付指導を行うも5年の時効が到来したことによるものとなっております。

徴収率の状況ですが、決算書に記載の数値は、調定額の中にまだ納期が到来していない2年目、3年目に支払いただく額も入っていることから、計算上、低い徴収率となっております。2年目、3年目に納付される額、また、滞納繰越後にも納付指導を行い、その結果納付される額も考慮しますと、最終的におおむね97%の徴収率となっております。

○高比良正明委員

徴収率は企業会計の決算書によりますと66.3%となっておりますけれども、今の

答弁で97%ぐらいになっているということ
で、一定の安心はしておるわけですが、
不納欠損を行った案件では、全て5年の時
効が到来したことによるものということ
です。使用料ではなくて、私有地への下水
管の引込みの代金ですから、工事のお金
は持ちやということで、支払い能力もあ
るというふうに考えられます。相手に資
力があるのであれば、裁判所の請求や強
制執行の手続等によって時効の進行を止
めることができるのではないのでしょうか。
徴収率向上のため、そのような取組は行
っていないのでしょうか。

○上地克行下水道河川総務課長

裁判上の手続を行うことで時効を更新、
要は進行を止めることはできます。しか
し、本市では、過去に導入の検討を行
いましたが、回収対象となる金額に対
して、手続に要する時間や事務処理に
かかる負担との兼ね合いから、導入に
は至っておりません。

それ以外の徴収率向上の取組といた
しましては、令和6年度から徴収が困
難な債権について効率的、効果的に
徴収するため、納税課に徴収事務を
移管することを行っております。この
取組により、実際に納付につなが
った実績も出てきておりますので、
今後も納税課と連携し、様々な手
法についても検討し、さらなる徴
収率の向上に努めてまいりたいと考
えております。

○高比良正明委員

国税徴収法第47条、差押の要件では、
徴収職員は、滞納者の国税につきそ
の財産を差し押さえないとあり、地
方税法第331条、市町村民税に係
る滞納処分では、市町村民税に係
る滞納者に対し、市町村の徴税吏
員は、当該市町村民税に係る地方
団体の徴収金につき、滞納者の財
産を差し押さえないとあります。し
かし、水道料金などはそれらが適
用されず、

民間同士の債権と同じ扱いになるた
め、弁護士に依頼すれば費用倒れに
なることも考えられ、裁判上の強
制執行等については導入されてい
ないとのことですが、納税課に徴
収事務を移管し、実際徴収につな
がっているとのことで、私も自家
用車を差し押さえる形で支払いを
求めているのを見たことがあります。

負担の公平性を確保するためにも、
今後も様々な手法について導入の
検討をしてもらい、徴収率の向上
に努めてもらうことを要望しまし
て、私の質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、認定第3号の
質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、認定第4号令和6年度岸和
田市病院事業会計決算認定を求め
るについての審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求め
ます。

○藤原林市民病院事務局長

認定第4号令和6年度岸和田市病
院事業会計決算認定を求めるとい
うので、その概要を御説明申し上げ
ます。

企業会計決算書の140ページ、
141ページをお願いします。

決算書作成におきまして、140ペ
ージから143ページまでの決算報
告書につきましては消費税及び地
方消費税を含んだ数値を、145
ページの損益計算書以降の財務諸
表につきましては税抜きの数値を
用いております。

それでは、140ページ、141ペ
ージの収益的収入及び支出のうち、
収入から御説明いたします。

第1款病院事業収益の決算額で
すが、146億4132万3090円
で、前年度に比べ約6億

3600万円の減少となっております。

内訳といたしましては、第1項医業収益は135億5566万4039円で、前年度に比べ約4億4300万円の減少で、主に入院収益の減少によるものでございます。

第2項医業外収益は10億8565万9051円で、前年度に比べ約1億7700万円の減少となっております。これは主に府補助金の減少によるものでございます。

次に支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は157億1817万9656円で、前年度に比べ約6億4300万円の増加となっております。

第1項医業費用は152億4923万2247円で、前年度に比べ約6億4400万円の増加となっており、これは給与費等の増加によるものでございます。

第2項医業外費用は、4億2506万8080円で、前年度に比べ約3000万円の減少、第3項特別損失は4387万9329円で、前年度に比べ約2900万円の増加となっております。

次に、142ページ、143ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、主なものについて、収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額でございますが、16億9534万3171円で、前年度に比べ約8億9100万円の増加です。これは企業債が大幅に増加したためでございます。

第1項企業債は13億9530万円を発行しており、これは施設設備の改修や医療機器購入に係る企業債でございます。

第3項他会計繰入金は3億円、第5項投資返還金は2万円、第6項寄附金は2万3171円でございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出は31億8067万2453円で、前年度に比べ約12億円の増加となっております。

第1項建設改良費は15億2408万4347円で、

前年度に比べ約10億3500万円の増加で、放射線治療装置などの高額医療機器等の購入があったためでございます。

第2項企業債返還金は16億5562万4935円、第3項投資は44万円、第4項基金積立金は52万3171円でございます。

以上を差引きいたしますと14億8532万9282円の支出超過となり、この不足分については過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、145ページをお願いいたします。損益計算書について御説明いたします。

1の医業収益が135億3933万4792円、2の医業費用が148億2008万1375円ですので、医業損失といたしまして12億8074万6583円となります。

3の医業外収益は10億7134万5779円、4の医業外費用は8億3229万36円ですので、医業外収支の差引きは2億3905万5743円の利益となります。

したがって、医業損失と医業外利益を合算いたしました経常損失は10億4169万840円となり、経常損失に特別損失を合算した10億8556万7550円が当年度純損失となります。前年度繰越利益剰余金が3億2976万2279円でしたので、当年度末処理欠損金は7億5580万5271円となります。

次に、148ページをお願いいたします。貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部のうち、1の固定資産ですが、合計で146億9071万4989円となります。

次に、2の流動資産は56億865万148円ですので、資産合計といたしましては202億9936万5137円となります。

次に、149ページをお願いいたします。まず負債の部ですが、3の固定負債は72億9093万2034円、4の流動負債が42億5436万1349円、5の繰延収益は2億6120万4554円でしたので、負債合計は118億649万7937円

となります。

次に、資本の部ですが、6の資本金は91億4568万4728円、7の剰余金は、資本剰余金、欠損金の合計で、マイナス6億5281万7528円ですので、資本の合計は84億9286万7200円となり、負債資本の合計は202億9936万5137円となります。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○岸田厚委員

令和6年度の決算状況は約10億8500万円の収入不足ということで、経営という点では厳しい決算となっているのは理解します。収益の大部分を占める入院・外来収益については、やはり患者数が大きく影響すると思われませんが、延べ患者数のうち岸和田市民の割合はどの程度になっているのか、また、市民が占める割合が大きかった診療科目はどの科目かお教えください。

○西川紀美医療マネジメント課長

延べ患者数のうち岸和田市民が占める割合は、入院が63.6%、外来が65.3%となっております。

市民の占める割合が大きい診療科は、入院では皮膚科が91.4%、産婦人科が83.2%、眼科が77.6%、救急科が74.1%となっております。

外来では産婦人科で84.6%、次に、小児科76.5%、泌尿器科75.9%、外科、消化器外科で74.0%となっております。

○岸田厚委員

今お示しがあったように、やはり岸和田市民にとって、市民病院はなくてはならない病院であるということも理解します。市民病院が今後も医療提供体制を確保していくためには、医療需要をしっかりと見極めて、病院経営を進めていく必要があるとい

うふうに思います。

経営基盤もしっかりと整えることも重要ですが、今後の病院の経営の在り方について、先日の一般質問でもありましたけれども、地域医療構想と経営形態の見直しに関してどのように考えているのかお示してください。

○宮垣雅美経営管理課長

地域医療構想につきましては、現在は高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった病床機能について、機能分化や連携が推進されており、当院では急性期医療を中心に提供することが泉州の地域医療構想調整会議で確認されております。

今後、人口減少に伴い、医療需要がさらに変化していくことから、引き続き地域医療構想を進め、岸和田市をはじめ、泉州二次医療圏における医療需要を見極め、市民病院としてどのような医療を提供していくのか検討していく必要があると考えております。

一方で、医療を取り巻く環境が刻々と変化する中、迅速かつ柔軟な経営判断が求められていることから、経営形態の見直しを含めた今後の市民病院の在り方につきましては、再度議論を行うなど、早急に進めていく必要があると考えております。

○岸田厚委員

今お示しがありましたように、地域医療構想というのは、どっちかと言うと、高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった病床機能についての役割分担が示されるということで、本市については急性期医療を中心に提供するということが確認されているということです。

先ほど、最初の答弁にあったように、市民が望んでいる医療というのは、産婦人科や救急など、やはり不採算部門が大変大きな部分であります。コロナ禍のように、感

染症患者の受入れなども公立病院としては当然していかなければならない、そういった使命も受けているというふうに思います。

今後、地域医療との関係と、あと市民が望む病院の形態の在り方、それをきちんと見極めながら経営形態についても議論していく、先ほど再度議論を行うというふうな答弁があったんですけども、やはり慎重にこの辺の部分をきちんと見極めながら、地域医療構想との問題もありますけれども、市民が望む医療といったものをどんなふうに実現していくのか、その辺をきちんと見極めていただきますことを要望して、終わります。

○高比良正明委員

事務報告書の196ページ、患者数と病床数について伺います。

本市だけではなくて、全国的に公立病院の存続が問題となっており、公立忠岡病院は、先取りする形で2007年3月末をもって、2024年3月末には市立藤井寺市民病院が閉鎖、2025年度には公立学校共済組合が母体である近畿中央病院が市立伊丹病院との統合という形で閉鎖します。患者を金額ではかるわけではないですが、1日1人当たりの単価を見れば、2023年度で入院が8万1613円に対して、2024年度は7万8262円、同じく、通院では2023年度で2万2145円に対して、2万2306円というふうになっており、経営上は入院患者を増やさなければならないということは明かです。

2024年9月17日の決算常任委員会では、医業収益を追うならということで、収益性の高い精神科の入院受入れを提案しましたし、今年6月24日の本会議でも、選択と集中を示唆しております。入院収益が利益を生む構造と、公立病院としての責務より、救急は損失となっても残すとして、入院では外科、小児科、整形外科、産婦人科、耳

鼻咽喉科、外来ではリウマチ科、呼吸器内科・外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科のように、患者数が増えている診療科と、小児科など必須の診療科に集中すべきではないでしょうか。

○宮垣雅美経営管理課長

診療科ごとの患者数につきましては、医師の人数など、マンパワーによる影響が大きく、患者数が減少した診療科におきましても、必要な医師を確保できれば患者数が増加することもあります。また、高齢者が増加する中、基礎疾患のある患者も多く、安心・安全な医療を提供するためには、複数診療科での診療が必要な場合も多くあります。

このようなことから、患者数の増減のみで診療科の必要性を判断することは難しいと考えております。

○高比良正明委員

病院に非常勤医師がいるというのは常識であって、本市民病院でも職員給与費のベース、これは全体ですよ、全体で5.2%になっています。医師だけで見るのであれば、もっと割合が上がるわけですよ。となれば、他科の診療が必要な患者が入院されていても、それを理由に常時幅広い診療科の医師が待機せねばならないとの理屈はもう破綻しているからこそ、公立病院でも閉鎖せざるを得なくなっているというふうに指摘します。

また、病床利用率が約72.9%であり、空床が多いことが病院の収益にも影響していることから、選択と集中を近隣医療機関と進め、患者のニーズを満たす診療を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

○宮垣雅美経営管理課長

コロナ禍以降、病床利用率が伸び悩んでおり、病院収益にも影響しております。さらなる医師の確保や地域の医療機関からの

紹介患者数を増やすこと、救急患者の受入れに力を入れることなど、集患に向けた取組が必要であると考えております。

同時に、地域においてどのような医療が必要とされるのかを見極め、医療需要の変化に合わせた病床数の適正化や機能の集約など、地域の実情に即した医療提供体制を整えていきたいと考えております。

○高比良正明委員

地域医療構想は本市だけで遂行できるものではなく、大阪府が中心に進めていくものですが、コロナで最も死者を出したように、吉村知事は市民の命には関心が薄いためか、進捗していないのが現状です。

今年8月8日、市長は岐阜県松波総合病院の松波英寿理事長を講師に迎え、地域医療構想の方向性を共有するため、議員や病院職員を対象とした勉強会を主催しました。そこで話されたのは、今、市が問題としている市の直営か地方独立行政法人かの経営手法は関係なく、私が主張してきた、1つの病院で全ての診療科を診るのではなく、地域で分散して診るとの選択と集中でしたし、これは私が講師に確認後、何度もほかの議員や藤原病院事務局長も質問され、理解されたことだと考えております。

岸和田市が属する泉州二次医療圏の地域医療構想を早期に進めるためにも、大阪府に任せておくのではなく、市長が率先して高石市以南8市4町と交渉し、対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐野英利市長

勉強会は、日本の医療の現状を知ること、そして持続可能な市民病院の姿を模索することが目的で開催させていただきました。その上で、市民病院の在り方については、地域全体でどのような医療を守り続けていくか、市民に安心を届けられる体制をどの

ように構築するか、そして、この視点を最優先に検討を進める必要があると考えております。

この地域医療構想は、市単独では進めることができません。大きな課題だと思います。そして、大阪府や関係機関としっかりと連携を図りながら、前に進めていきたいと考えております。

○高比良正明委員

今、やるという方向性をお示しいただきましたので、安心してるところなんですけども、やるのであれば、次は南大阪首長会議を開催し、目標を掲げ、各自治体の役割分担を明確にし、民間病院へも協力要請へと進めていただきたいと考えております。

独立行政法人化は、市からすれば、直接話し合える関係を、わざわざ介在者を挟んで伝達するようなもので、方針を変えようとするときには障壁になるというふうに指摘しておきます。

2022年に滋賀県の市立大津市民病院では、20名以上の常勤医師が集団退職するという前代未聞の騒動が起きましたし、2023年には鹿児島市立病院で看護師が大量退職し、病床稼働率が最大7割に落ち込みました。これは、先ほど提示した本市の市民病院の病床稼働率と同じということになるわけなんですけども、先が見えているならば、このような医療崩壊も起こさないようにしつつ、広域自治体である大阪府がやらないのですから、地域医療構想について、本市と南大阪の矜持を見せつけていただくよう提言して、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、認定第4号の質疑を終結します。

以上で本委員会に付託されました認定第

1 号令和 6 年度岸和田市決算認定を求める
について、認定第 2 号令和 6 年度岸和田市
上水道事業会計決算認定を求めるについて、
認定第 3 号令和 6 年度岸和田市下水道事業
会計決算認定を求めるについて及び認定第
4 号令和 6 年度岸和田市病院事業会計決算
認定を求めるについての、以上 4 件の質疑
を終結します。

日程に従い、明日の午前から討論、採決
に入りたいと思いますが、これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないようですので、そのように
させていただきます。

本日はこの程度にとどめ、決算常任委員
会を散会します。

(以 上)